

誓約書

私(当社、当団体)は、施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援金(以下「施設園芸用燃油支援金」という。)の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、施設園芸用燃油支援金の申請の取り下げ、施設園芸用燃油支援金の返還に応じるとともに、加算金及び延滞金の支払いに同意します。また、それにより生じた損害については当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策事業「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入について
 - (1) 令和4事業年度に加入しています
 - (2) 令和5事業年度に加入します (いずれかの□に✓を記入)
- 2 申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。また、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 3 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。
- 4 本施設園芸用燃油支援金の交付を受けた後も営農を継続します。
- 5 以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - (3) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 6 提出書類である納品書等を紙又は電磁記録等により5年間保存します。

静岡県知事 様

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職・氏名
(署名又は記名押印)